

資料弁償に関する取扱基準

平成23年6月1日制定

平成27年1月1日改訂

多賀町立図書館

多賀町立図書館管理運営規則第10条（損害の弁償）の規定に基づき、多賀町立図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「資料」という。）の弁償の取扱いに関する事項については、次のとおりとする。

1 弁償の方法

（1）多賀町立図書館の利用者が資料を紛失し、又は汚損・破損等により、資料の弁償が必要と認められる場合は、館長は当該利用者に対し、次のいずれかの方法により弁償するよう求めるものとする。

ア 教育委員会が指定する資料の代納

イ 絶版等の理由により現物による弁償が不可能な場合は、購入当時の金額

ウ 教育委員会が定める相当の代価

（2）前号の規定に関わらず、ビデオテープを弁償する場合は、購入当時の価格の4分の1の金額を弁償するものとする。ただし、経年による画像の劣化を考慮し、その上限を3,000円とする。

（3）視聴覚資料のケース等の弁償については、別記1「AVケース等弁償料金表」のとおりとする。ただし、ビデオケース等で同等品以上と認められるものは、代納も可能とする。

2 汚損・破損の場合の弁償を求める基準

別記2「弁償を要する資料汚損・破損基準」によるものとする。

3 弁償の免除

別記の規定にかかわらず、館長は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。ただし、弁償の免除を受けようとする者は、弁償免除申請書（様式第1号）を館長に提出し、承認を受けなければならない。

（1）修復可能な場合

（2）火災により資料を焼失した場合

（3）交通事故又は自然災害により資料を汚損・破損・紛失した場合

（4）本人の過失によらない盗難等の事件による被害により資料を紛失した場合

（5）長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合

（6）町内の教育機関に団体貸出した場合で、資料が紛失または汚損し、もしくは破損したことがやむを得ない理由によるものと館長が判断する場合

（7）その他館長が弁償にあたらないと認める場合

4 弁償依頼に応じない利用者の取扱い

館長は、弁償が終了するまでの期間、当該利用者について新たな資料の予約及び貸出ができないものとすることができる。

5 その他

この基準に定めるもののほか、図書館資料の弁償に関する手続き等の詳細は館長が別に定める。

この基準は、平成２３年６月１日から施行する。

この基準は、平成２７年１月１日から施行する。

別記 1

ＡＶケース等弁償料金表

品 名	金額（税込み）
紙芝居ケース	6 5 0 円
ＣＤケース（１枚組）	1 0 0 円
ＣＤケース（２枚組）	2 0 0 円
ＣＤケース（３枚組）	3 0 0 円
ＣＤケース（４枚組）	3 5 0 円
ＣＤケース（５枚組）	4 0 0 円
ＤＶＤケース	1 5 0 円
ビデオケース	1 0 0 円
貸出袋（大）	8 0 0 円
貸出袋（小）	5 5 0 円
ＣＤ袋	4 5 0 円

別記 2

弁償を要する資料汚損・破損の基準

1 印刷資料の弁償の基準

対象状態

(1) 水濡れ・飲食物等の染み

- ①水濡れ等により、ページに歪み、または波打ちが生じた場合
- ②お茶・コーヒー等飲食物により染みなどの汚れが生じた場合
- ③飲食物やセロテープ・糊等の付着によりページが接着した場合、接着を剥がしたことによりページが欠損した場合
- ④カビが発生した場合

(2) 資料の一部の汚損・破損・亡失

- ①破れ、切り取り等によりページの欠損が生じた場合
- ②タバコ等による焦げ跡が残った場合

(3) 書き込み

- ①マジック・ボールペン・クレヨン等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合
- ②鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消した後にも読み取りが困難な場合、痕跡が残る場合
- ③鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことによりイラストや文字等に色褪せが生じた場合

(4) 噛み跡

乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた、または資料が破損した場合

(5) 電子付録

- ①再生機器で再生できない状態になった場合
- ②再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合

(6) その他

利用者の故意又は過失により、利用に供することが困難と館長が判断する場合

2 視聴覚資料の弁償の基準

- (1) 再生機器で再生できない状態になった場合
- (2) 再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合

3 その他

- (1) 型紙・地図等資料の付録、視聴覚資料の歌詞カード・解説書等付録の取扱い

1の(1)～(6)に準じるもので、弁償が必要と判断された場合

- (2) 弁償の判断

弁償に該当するか否かの判断は、複数の職員の協議によるものとする。

様式第 1 号

年 月 日

多賀町立図書館長 様

団体名 _____

代表者氏名 _____

利用カード番号 _____

住 所 _____

電話番号 _____

弁償免除申請書

次の理由により、貴館所蔵資料の弁償の免除を受けたいので、多賀町立図書館資料弁償に関する取扱基準の 3 の規定により申請します。

1. 該当理由
多賀町立図書館資料弁償に関する取扱基準の 3 の第 号の規定による。
2. 資料名（資料番号）
3. 添付資料
公的機関が発行する証明書等（第 2 ～ 5 号の理由による場合）

(図書館記入欄)

処理	決定内容	承認	不承認
	理 由		
	決裁決定日	年 月 日	
	内容通知日	年 月 日	

館 長	合 議	受 付

様式第 2 号

年 月 日

様

多賀町立図書館長

弁償免除（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

決定内容 承認 ・ 不承認

（不承認の理由）